

令和4年5月27日付けでカルタヘナ法に基づき承認した遺伝子組換え農作物(第一種使用規程)

作物名	名称及び承認取得者	第一種使用等の主な内容					パブリック コメント回答 掲載日	承認日	(参考)他の安全性の 確認状況※	
		隔離ほ 場での 試験等	栽培	食用	飼料 用	観 賞用			食品安全 性(食品衛 生法)	飼料安全 性(飼料安 全法)
ダイズ	線虫抵抗性及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻 害型除草剤耐性ダイズ( <i>cry14Ab-1.b, hppdPF-4Pa, Glycine max</i> (L.) Merr.) (GMB151, OECD UI: BCS-GM151-6) 【BASFジャパン株式会社】	○					令和4年 5月27日 (回答はこちら)	令和4年 5月27日	—	—
トウモロコシ	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ ( <i>ipd079Ea, pat, Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Ittis) (DP915635, OECD UI: DP-915635-4) 【コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社】	○							—	—
セイヨウナタネ	雄性不稔及び稔性回復性及び除草剤グルホシネート及びグリホ サート耐性セイヨウナタネ(改変 <i>barnase, barstar</i> , 改変 <i>bar</i> , 改変 <i>cp4</i> <i>epsps, Brassica napus</i> L.) (MS11 × RF3 × MON 88302, OECD UI: BCS-BN0-12-7 × ACS-BN003-6 × MON-88302-9)並びに当該セイ ヨウナタネの分離系統に包含される組合せ(既に第一種使用規程の承 認を受けたものを除く。) 【BASFジャパン株式会社】		○	○	○				○	○
トウモロコシ	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ ( <i>cry1B.868</i> , 改変 <i>cry1Da, Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Ittis) (MON95379, OECD UI: MON-95379-3) 【バイエルクロップサイエンス株式会社】		○	○	○				○	○

令和4年5月27日付けでカルタヘナ法に基づき承認した遺伝子組換え農作物(第一種使用規程)

作物名	名称及び承認取得者	第一種使用等の主な内容					パブリック コメント回答 掲載日	承認日	(参考)他の安全性の 確認状況※	
		隔離ほ 場での 試験等	栽 培	食 用	飼 料 用	観 賞 用			食品安全 性(食品衛 生法)	飼料安全 性(飼料安 全法)
トウモロコシ	耐熱性 $\alpha$ -アミラーゼ産生、チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ(改変 <i>amy797E</i> , 改変 <i>cry1Ab</i> , 改変 <i>vip3A</i> , 改変 <i>cry3Aa2</i> , 改変 <i>cry1F</i> , <i>ecry3.1Ab</i> , <i>pat</i> , <i>mEPSPS</i> , <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Ittis) (3272 × Bt11 × MIR162 × MIR604 × <i>B.t.</i> Cry1F maize line 1507 × Event 5307 × GA21, OECD UI:SYN-E3272-5 × SYN-BT011-1 × SYN-IR162-4 × SYN-IR604-5 × DAS-01507-1 × SYN-05307-1 × MON-00021-9)並びに当該トウモロコシの分離系統に含まれる組合せ(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。) 【シンジェンタジャパン株式会社】		○	○	○			-	-	
トウモロコシ	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ ( <i>mpp75Aa1.1</i> , <i>vpb4Da2</i> , <i>DvSnf7.1</i> , <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Ittis) (MON95275, OECD-UI: MON-95275-7) 【バイエルクロップサイエンス株式会社】	○						-	-	

注1: 名称の()内の「OECD UI」とは、OECD Unique Identifierのことであり、遺伝子組換え植物の安全性審査の単位としてOECDに登録されている識別記号のことです。

注2: 名称の()内の「OECD UI」の前に記述している英数字は、開発者による識別番号です。

注3: 第一種使用等の内容の「食用」、「飼料用」とは、食用又は飼料用のための「輸入及び流通」について認められたものです。

注4: 「(参考)他の安全性確認状況」の欄は、食品衛生法に基づく食品としての安全性審査の手続きを経た年、ないし、飼料安全法(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)に基づく飼料としての安全性の確認がなされた年を示すものです。「-」は未確認を示すものです。  
ただし、非食用又は非飼料用については「不要」を意味します。なお、スタック系統については親系統で安全性を確認しております。

参考1: 承認した遺伝子組換え農作物に係る第一種使用規程承認申請書、生物多様性影響評価書の概要、学識経験者の意見等については、バイオセーフティクリアリングハウス(J-BCH)のLMO関連情報(<https://www.biodic.go.jp/bch/>)から検索できます。

参考2: これまでに承認した遺伝子組換え農作物のリストについては、こちらからご覧下さい。  
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/index.html#1>